1 第1節　所得税

所得税計算の流れ

POINT

個人が、1年間（1月1日から12月31日まで）に得た「所得金額（=収入−経費等）」から「所得控除額」を差し引いた金額に対して所得税を計算します。

⑴各種所得の金額

収入を10種類に分類し、種類ごとに「所得金額」を求めます。

⑵損益通算・損失の繰越控除・⑶課税標準

その年の一定の損失または前年以前3年内の損失と今年の所得（利益）を相殺し、「課税標準（税額計算の基礎となる金額）」を求めます（総合課税の対象となる長期譲渡所得と一時所得は、所得金額を2分の1した後の金額を前年以前3年内の損失と相殺します）。

⑷所得控除・⑸課税所得

「課税標準」から扶養控除などの「所得控除額」を控除し「課税所得金額」を求めます。

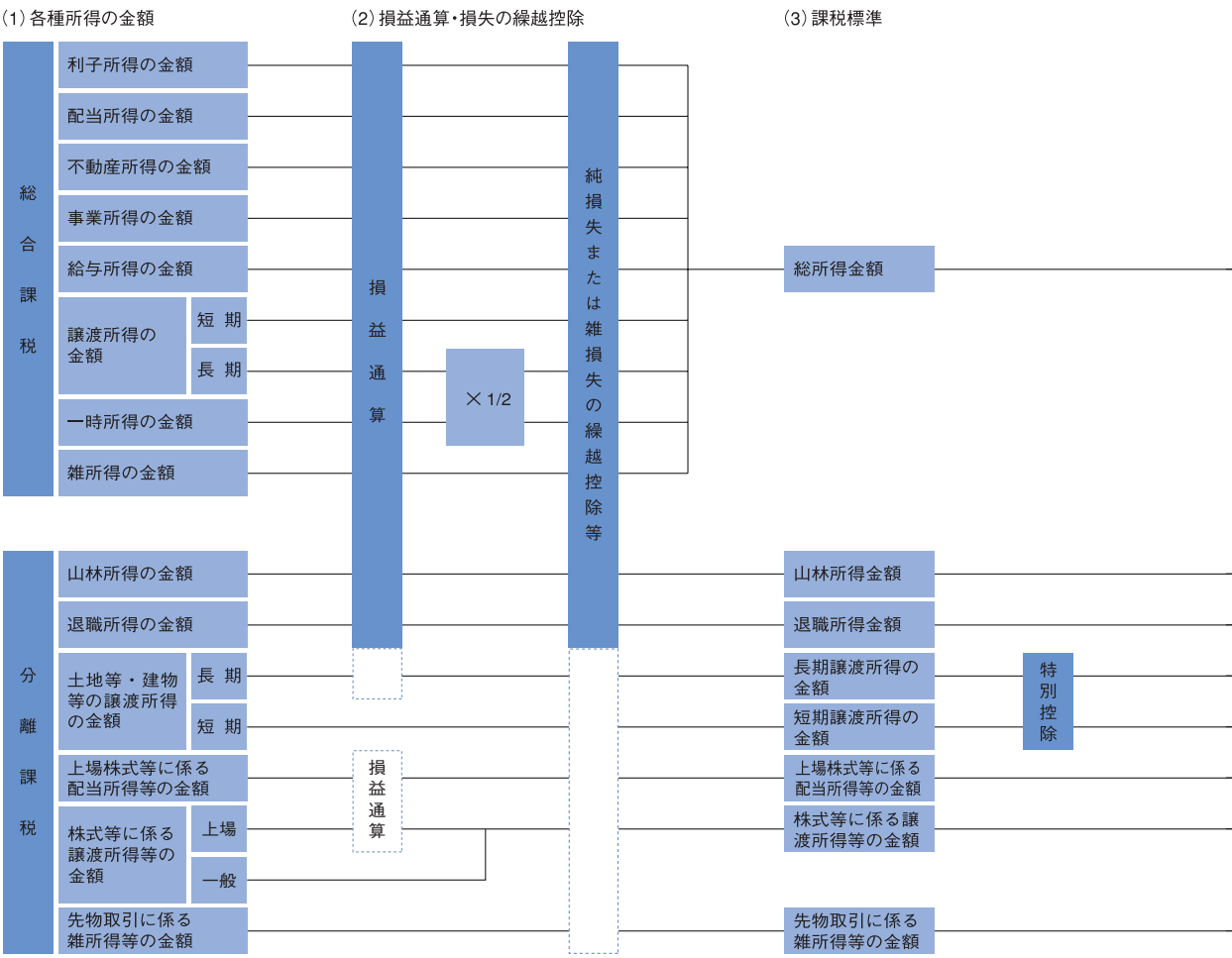

POINT

⑹課税所得に対する税額

「課税所得金額」ごとにそれぞれの税率を適用して税額を求めます。

⑺税額控除

配当控除、住宅ローン控除など税額控除の適用がある場合には、その定められた控除額を求めます。

⑻納税額

①「課税所得に対する税額」から「税額控除額」を控除します。

②①の金額に2.1%を乗じて「復興特別所得税額」を求めます。

③①と②の合計額から、源泉徴収により既に納付済みの税額（源泉徴収税額）を控除し、「申告納税額」を求めます。

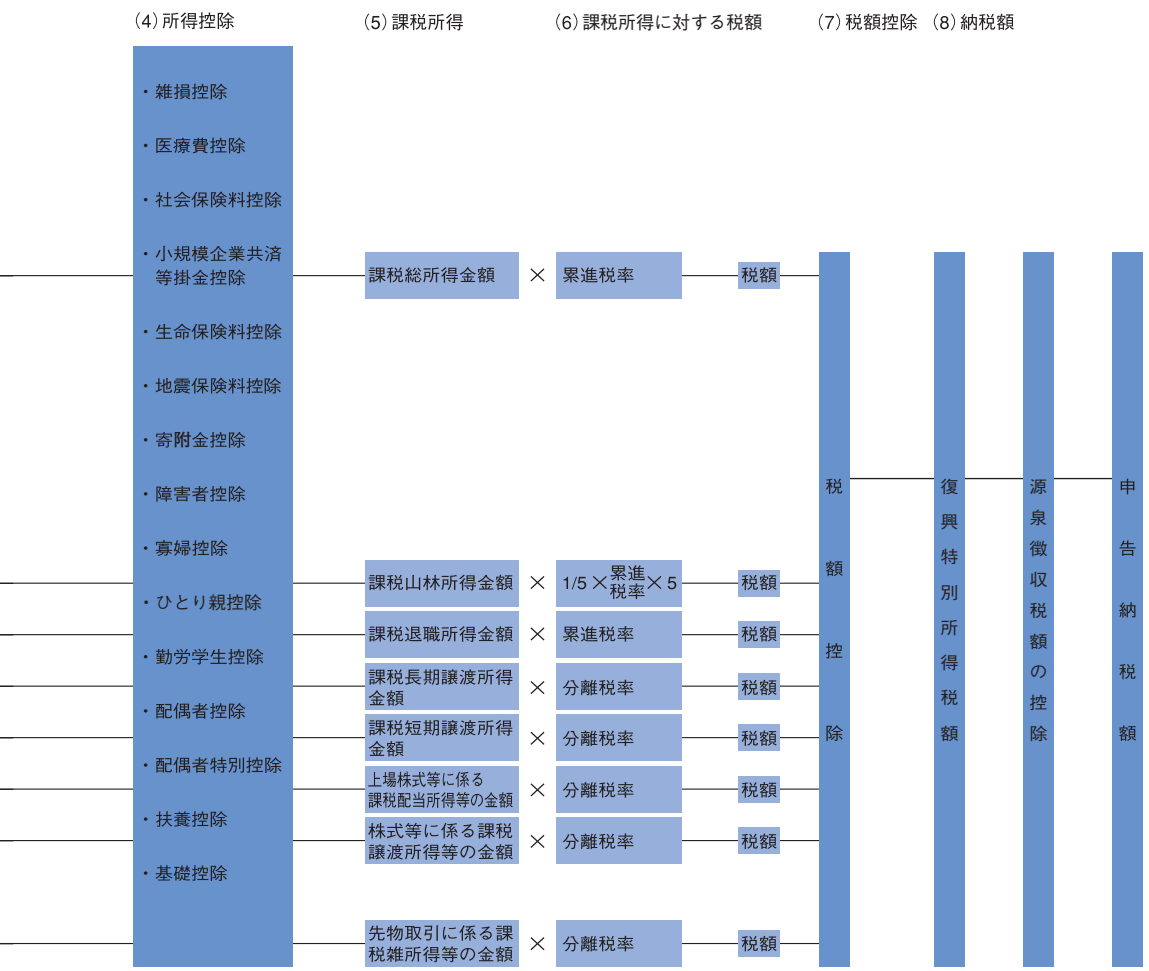

2 第1節　所得税

10種類の所得

POINT

1年間の収入を発生原因に応じて10種類に分類し、それぞれ所得（利益）の金額を計算します。

個人が得た収入は、以下のように10種類の所得に分類されます。

	所得の種類	内容
1	利子所得	公社債や預貯金の利子、公社債投資信託の収益分配金などとして生じる所得
2	配当所得	株式の配当金、株式投資信託の収益分配金などとして生じる所得
3	不動産所得	不動産などの貸付により生じる所得
4	事業所得	農業、小売業、サービス業など、対価を得て継続的に行う事業から生じる所得（医師や弁護士などの収入も含まれる）
5	給与所得	給料、賞与などによる所得
6	退職所得	退職金などのように退職により一時に受ける給与による所得
7	山林所得	山林を伐採して譲渡したり、山林をそのまま譲渡したことにより生じる所得（※ 1）
8	譲渡所得	資産（棚卸資産、山林などを除く）の譲渡による所得（※ 2）
9	一時所得	上記１～８の所得以外の所得で、生命保険の一時金、損害保険の満期返戻金、懸賞の賞金などとして生じる所得（※ 3）
10	雑所得	上記１～９の所得に該当しない所得で、公的年金、貸付金の利子、外貨建預金の為替差益などとして生じる所得

※１　取得してから５年以内に譲渡した場合には、事業所得または雑所得となります。
※２　株式以外の資産の譲渡（ゴルフ会員権や土地・建物などの譲渡）については、所有期間（土地・建物については、譲渡した年の１月１日時点での所有期間）が５年以内のもの（短期）と５年超のもの（長期）に区別して計算します。
※３　営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時的な所得で、労務または資産の譲渡の対価としての性質がないものをいいます。

3 非課税所得

POINT

所得の性質や税金を負担する能力などを考慮し、非課税とされている所得があります。

非課税となる所得には、主に次のようなものがあります。

	非課税所得の例示
1	遺族年金、遺族恩給
2	給与所得者が受ける通勤手当（1 ヶ月当たり 15 万円が限度）
3	生活用動産（家具・衣服など）を売却して得た所得（※）
4	障害者等の預金、利付公社債など（元本合計または額面合計 350 万円まで）の利子 障害者等の国債、公募地方債など（額面合計 350 万円まで）の利子
5	宝くじの当選金品
6	慰謝料、損害賠償金、一定の入院給付金

※　1 個または 1 組で 30 万円を超える宝石、貴金属、骨董品および書画などを除きます。また、生活用動産を売却して損が出た場合、その損はなかったもの、つまりゼロとみなされます。

4 同じ年の「益」と「損」の相殺

POINT

①所得税は、所得（利益）に対して課税されます。
②損失がある場合には、他の所得（利益）と相殺できるものがあります。

1 同じ種類の所得内の益と損の相殺―内部通算

1年間に同じ所得に該当する取引が2つあり、1つが利益、1つが損失となる場合、その利益と損失を合算して所得金額を算出します（「内部通算」といいます）。

なお、譲渡所得は、「総合課税の譲渡所得」、分離課税の「土地・建物等の譲渡所得」、「株式等の譲渡所得」の分類ごとに異なる所得として、利益と損失を内部通算します。「株式等の譲渡所得」の内部通算については、2016年1月1日以後取扱いが変わりました P.111 。

2 異なる種類の所得の相殺―損益通算

同じ所得の中では相殺しきれず所得金額が損失になる場合、特定の損失についてのみ、一定の順序により他の所得（利益）と相殺することができます（「損益通算」といいます）。損益通算できる特定の損失と損益通算の順序は以下のとおりです。

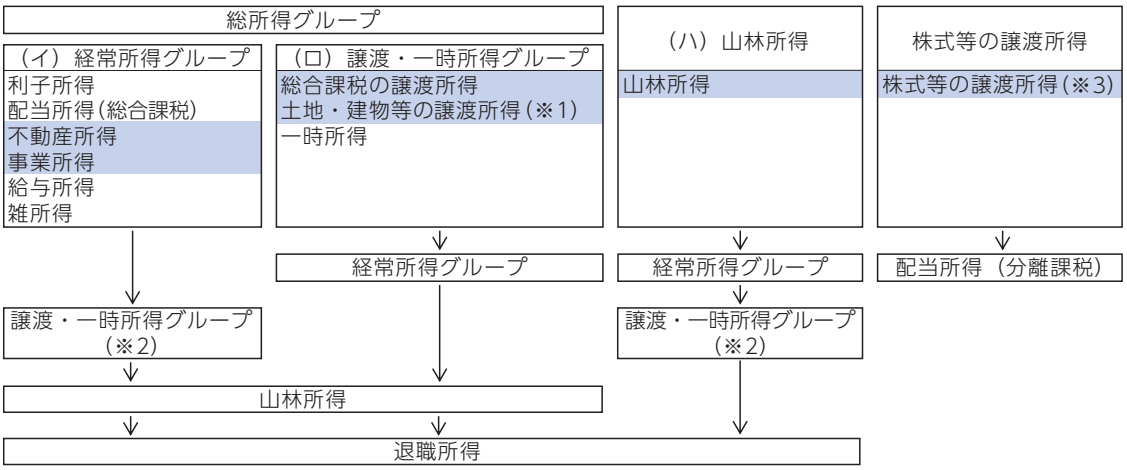

の所得は、その損失額を他の所得金額と通算できる所得を示します。

※1　一定の適用要件を満たした、譲渡した年の1月1日において所有期間5年超の居住用財産の売却による損失に限ります。
※2　土地・建物等の譲渡所得を除きます。
※3　上場株式等の売却による損失に限ります。

なお、上図（イ）～（ハ）の3区分の損失のうち、2区分以上の損失が同じ年に生じた場合、まず総所得グループ内にて損益通算します。その後、総所得グループと山林所得の双方に損失が生じている場合には、①総所得グループ、②山林所得の順番で退職所得と通算します。

コラム column

国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例(2021年分以降)

1 改正の趣旨

日本の税制では、中古建物を購入し減価償却する際、耐用年数を短縮することが認められており、新築建物より短期間で減価償却を行うことが出来ます。

また、アメリカなどの国外の中古建物は、日本と比べて期間経過による値崩れがしにくいといわれており、建築後相当期間が経過した中古建物であっても、高い価額で取引されています。

中古建物のこのような特徴を利用することで、下記①～③の節税スキームが高額所得者層を中心に行われていましたが、2020年度の税制改正にて、当該スキームの封じ込めのための税制改正が行われました。

① 国外の高額な中古建物を購入し、賃貸することで、多額の減価償却費を計上する。

② 多額の減価償却費による損失を給与所得などの他の所得と通算 P.14 することで、総合課税（所得税率＋住民税率：最大55.945％）による所得税を圧縮する。

③ 償却済となった時点で、購入時と同等の価額で売却し、申告分離課税（所得税率＋住民税率：20.315％）による低い税率の課税を受ける。

2 改正の内容

2021年以降、国外中古建物（耐用年数の短縮を選択しているものに限ります）の貸付により損失が発生した場合、その損失の原因となっている部分の減価償却費に相当する金額は生じなかったものとみなされます。

また、国外中古建物を譲渡する場合、上記により「生じなかったもの」とみなされた部分の金額は、取得費から控除されません。

3 具体例

給与所得1億円の個人が、次の国外中古建物を購入した場合の5年間の税額を比較すると、以下の表のようになります。

購入価額：1億円
年間賃料収入：500万円
構造及び築年数：木造、25年
→耐用年数4年、年間減価償却費2,500万円
5年経過後、購入価額と同額の1億円で売却予定

コラム column

① 購入～5年間の毎年の所得および税額

改正前であれば家賃収入500万円に対して2,500万円の減価償却費が計上できましたが、改正により損失部分の減価償却費に相当する金額2,000万円がなかったものとみなされ、減価償却費が500万円に抑えられる形となります。

	購入しない場合	購入した場合	
		改正前	改正後
給与所得	1億円	1億円	1億円
家賃収入	－	500万円	500万円
減価償却費	－	※ 2,500万円	500万円
不動産所得	－	※ ▲2,000万円	0円
総所得金額	1億円	※ 8,000万円	1億円
所得税+住民税 (所得税率＋住民税率)	5,104万円 55.945%	※ 3,985万円 55.945%	5,104万円 55.945%

※ 5年目は減価償却費0円、不動産所得500万円
総所得金額1億500万円、所得税+住民税は5,384万円です。

② 5年経過後売却時の譲渡所得および税額

改正前は年間2,500万円×4年分＝1億円の減価償却費を計上しているので、不動産譲渡時の取得費はゼロですが、改正後は年間500万円×5年分＝2,500万円の減価償却費を計上しているのみですので、取得費は7,500万円となります。

	購入しない場合	購入した場合	
		改正前	改正後
譲渡収入	－	1億円	1億円
購入価額	－	1億円	1億円
減価償却費 (5年累計)	－	1億円	2,500万円
取得費	－	0円	7,500万円
譲渡所得金額	－	1億円	2,500万円
所得税＋住民税 (所得税率＋住民税率)	－ －	2,031万円 20.315%	507万円 20.315%

③ 5 年間の累計税額

	購入しない場合	購入した場合	
		改正前	改正後
①の税額 (5年累計)	2億5,520万円	2億1,324万円	2億5,520万円
②の税額	0円	2,031万円	507万円
5年間の税額合計 (購入しない場合との比較)	2億5,520万円 －	2億3,355万円 ▲2,165万円	2億6,027万円 507万円

※ 計算簡略化のため、基礎控除などの所得控除は考慮しておりません。

※ ①の所得税、住民税算出については P.20 及び P.30 をご参照ください。

※ ②の所得税、住民税算出については P.371 をご参照ください。

5 「過去の損」と「今年の益」との相殺（損失の繰越控除）

POINT

損失と利益を相殺して、なお損失が残る場合、一定の要件を満たせば、残った損失を翌年以降3年間繰越すことができます。

繰越控除の対象となる損失は以下のとおりです。

	繰越控除の対象となる損失	内容
1	純損失の金額	事業所得、不動産所得、譲渡所得、山林所得の４つの所得の損失の金額のうち、損益通算してもなお控除しきれない金額で青色申告を選択していた年分に生じたもの（※１、２）
2	雑損失の金額	災害・盗難・横領によって資産に受けた損失額（災害等に関連したやむを得ない支出にかかる金額を含む）のうち、雑損控除してもなお控除しきれない金額
3	居住用不動産の売却損	居住用不動産の売却損（一定の要件を満たすものに限る）のうち、他の所得と損益通算してもなお相殺しきれない損失の金額
4	上場株式等の売却損	上場株式等の売却損が生じ、その年において生じた他の上場株式等（特定公社債等を含む）の売却益等と相殺してもなお相殺しきれない損失の金額
5	先物取引の差金等決済の損失	先物取引の差金等決済による損失が生じ、その年において生じた他の先物取引の差金等決済による利益と相殺してもなお相殺しきれない損失の金額

※１　生活に通常必要でない資産（例：競走馬、別荘、ゴルフ会員権等）に係る所得の金額の計算上生じた損失は、一定の場合を除き、他の所得の金額と損益通算できません。

※２　青色申告ではなく白色申告を選択していた場合には、「純損失の金額」のうち一定のものに限り、損失の生じた年の翌年以降３年間に繰越して控除することができます。

なお、損失の繰越控除の適用を受けるためには、損失が生じた年から確定申告書を毎年連続して提出する必要があります。

6 第1節　所得税

所得控除

POINT

最低生活費への配慮、医療費などのやむを得ない支出、その他特殊な事情を考慮して、一定の金額を所得から控除することができます。なお、控除額は所得税と住民税で若干異なります P.31 **。**

所得控除の種類と内容（控除額は所得税計算上の金額）は以下のとおりです。

	所得控除の種類	内容（所得控除の金額）
1	雑損控除	災害・盗難・横領により資産に損害を受けた場合や、災害等に関連してやむを得ない支出をした場合における一定の金額（※ 1）
2	医療費控除 P.87	本人もしくは本人と生計を一にする親族のために支払った医療費または特定一般用医薬品等購入費のうち一定の金額
3	社会保険料控除	本人または本人と生計を一にする親族のために支払った社会保険料の全額
4	小規模企業共済等掛金控除	本人が支払った小規模企業共済等の掛金の全額
5	生命保険料控除 P.354	本人が支払った一定の生命保険契約等、個人年金保険契約等、介護医療保険契約等の保険料等のうち一定の金額（※ 2）
6	地震保険料控除	本人が支払った損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等のうち一定の金額（※ 3）
7	寄附金控除	本人が支払った 2,000 円を超える特定の寄附金のうち一定の金額

※ 1　対象となる資産は、本人または本人と生計を一にする親族（課税標準の合計額が 48 万円以下である人に限る）が所有する自宅・家財などに限ります。

※ 2　生命保険契約等および介護医療保険契約等は、保険金受取人が本人または配偶者その他の親族（生計が一でなくともよい）であるものに限り、個人年金保険契約等は、年金受取人が本人または配偶者である等一定の要件を満たすものに限ります。

※ 3　本人または本人と生計を一にする親族の所有する自宅または家財などを保険等の目的とし、かつ、地震等による損害に起因して保険金等が支払われる損害保険契約等に限ります。

	所得控除の種類	内容（所得控除の金額）
8	障害者控除	本人または同一生計配偶者・扶養親族が障害者である場合、原則 27 万円
9	寡婦控除	扶養する子を持たない寡婦で、本人の合計所得金額 P.28 が 500 万円以下である場合、27 万円
10	ひとり親控除	ひとり親（扶養する子を持つ寡夫または寡婦）で、本人の合計所得金額 P.28 が 500 万円以下で、かつ、生計を一にする扶養者の課税標準の合計額が 48 万円以下の場合、35 万円
11	勤労学生控除	本人が学生であること等一定の要件を満たす場合、27 万円
12	配偶者控除 P.81	本人の合計所得金額 P.28 が 1,000 万円以下で、かつ、生計を一にする配偶者の合計所得金額が 48 万円以下の場合（※ 4）、次の金額 本人の合計所得金額　900 万円以下： 38 万円（配偶者が 70 歳以上の場合は 48 万円） 本人の合計所得金額　900 万円超 950 万円以下： 26 万円（配偶者が 70 歳以上の場合は 32 万円） 本人の合計所得金額　950 万円超 1,000 万円以下： 13 万円（配偶者が 70 歳以上の場合は 16 万円）
13	配偶者特別控除 P.82	本人の合計所得金額 P.28 が 1,000 万円以下で、かつ、生計を一にする配偶者の合計所得金額が 48 万円超 133 万円以下の場合（※ 4）。控除額は配偶者の合計所得金額により異なる
14	扶養控除 P.84	生計を一にする配偶者以外の 16 歳以上の親族等で、合計所得金額が 48 万円以下の人（控除対象扶養親族）がいる場合（※ 4）（※ 5）。控除額は扶養親族の年齢等によって異なる
15	基礎控除	本人の合計所得金額に応じた一定の金額（※ 6）

※ 4　青色事業専従者で給与の支払を受けている場合または白色事業専従者に該当する場合を除きます。

※ 5　2023 年以後は、国外居住親族のうち一定の者が除かれます。

※ 6　合計所得金額に応じて以下の通りとなります。

合計所得金額	所得税	住民税
2,400 万円以下	48 万円	43 万円
2,400 万円超　2,450 万円以下	32 万円	29 万円
2,450 万円超　2,500 万円以下	16 万円	15 万円
2,500 万円超	0 万円	0 万円

7 第1節　所得税

所得税の税額計算

POINT

累進税率・分離税率を適用して計算した税額から、税額控除の額を控除した金額に復興特別所得税を加算した金額が、その年の所得について負担すべき所得税額となります。

1 適用税率と計算

①「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」、「課税山林所得金額」については、各々累進税率を用いて税額を求めます。

具体的には、次の所得税速算表を使って計算します（※1）。

〈速算表を使用した場合の税額の計算式〉　課税所得金額×税率－控除額＝税額

※1　課税山林所得金額については、（課税山林所得金額×1/5×税率－控除額）×5となります。

所得税速算表

課税総所得金額、課税退職所得金額または課税山林所得金額の5分の1		税率	控除額
－	195万円以下	5%	－
195万円超	330万円以下	10%	9万7,500円
330万円超	695万円以下	20%	42万7,500円
695万円超	900万円以下	23%	63万6,000円
900万円超	1,800万円以下	33%	153万6,000円
1,800万円超	4,000万円以下	40%	279万6,000円
4,000万円超	－	45%	479万6,000円

例えば、課税総所得金額が3,000万円の場合、所得税額は920万4,000円（3,000万円×40%－279万6,000円）となります。

②その他の分離課税である課税所得については、それぞれ定められた税率を用いて税額を求めます（分離課税の配当所得は P.94、株式等の譲渡所得等は P.111、不動産譲渡所得は P.371、先物取引に係る雑所得等は P.215）。

2 税額控除

税額控除とは、1で求めた税額の合計額から、一定の金額を控除するものです。

	主な税額控除の例	内容
1	配当控除 P.96	日本法人から受ける配当金および一定の投資信託の収益分配金について、法人税と所得税が二重に課税されてしまうことを調整するために設けられた制度
2	住宅ローン控除 P.364	住宅の取得等をするために借り入れをした場合に、一定期間にわたり一定の金額を所得税額から控除することができる制度
3	住宅を購入したときの各種控除 P.368	認定長期優良住宅等を新築等するなどした場合に、一定の金額を所得税額から控除することができる制度
4	外国税額控除 P.207	日本と外国で二重に課税されてしまう場合に、それを調整するために設けられた制度
5	政党等寄附金特別控除	政党または政治資金団体に対して政治活動に関する一定の寄附金を支払った場合に、一定の金額を所得税額から控除することができる制度
6	認定 NPO 法人等の寄附金特別控除	認定 NPO 法人や一定の公益法人、国立大学法人等に対して寄附金を支払った場合に、一定の金額を所得税額から控除することができる制度

3 復興特別所得税の計算

1により求めた税額の合計額から、2に示した税額控除（外国税額控除を除きます）の額を控除した金額を「基準所得税額」といいます。この「基準所得税額」に2.1%の税率を乗じて復興特別所得税の額を計算します。

基準所得税額 × 2.1%=復興特別所得税の額

4 申告納税額

その年の所得について①負担すべき所得税額、②申告納税額、③実際に納付する金額は以下のとおりに算定します。

①基準所得税額＋復興特別所得税の額－外国税額控除の額＝その年の負担すべき所得税額
②その年の負担すべき所得税額－源泉徴収税額＝申告納税額
③申告納税額－予定納税額＝実際に納付する金額

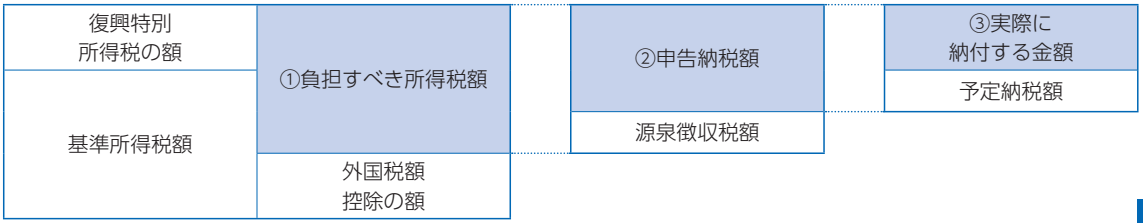

8 源泉徴収

第1節　所得税

POINT

源泉徴収制度とは、所得の支払いを受ける時に税金が徴収され、納税される制度です。

1 源泉徴収制度

給与、利子、配当などを支払う者は、その支払いをする際、源泉徴収税額を控除し、残額を支払います。その後、支払者が源泉徴収税額を国に納付します。

2 源泉徴収制度の分類

源泉徴収制度には、次の2つがあります。

①給与や年金のように、源泉徴収された税金を年末調整時や確定申告時に精算する、いわゆる前払税金的なもの

②「源泉分離課税」といって、預貯金の利子のように税金が源泉徴収されて課税が完了するもの P.29

3 源泉徴収の有無と確定申告の要否

「総合課税」「申告分離課税」「源泉分離課税」 P.29 と源泉徴収の有無、確定申告の要否を表にすると、次のようになります。

課税方式	代表例	源泉徴収の有無	確定申告の要否
総合課税	給与	あり	必要（※ 1）
	年金	あり	必要（※ 2）
	不動産の賃貸	なし	必要
申告分離課税	不動産の売却	なし	必要
	株式等の売却	なし（※ 3）	必要（※ 4）
源泉分離課税	預貯金の利子	あり	不要

※ 1　年末調整をしており、かつ、給与所得等以外の所得金額が 20 万円以下である場合は、一定の場合を除き、申告不要となります。
※ 2　公的年金等の収入が 400 万円以下（全ての公的年金等が源泉徴収の対象となっている場合（108 万円未満のため、源泉徴収を要しない場合等を含む）に限る）で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合は、申告不要となります。
※ 3　特定口座（源泉徴収ありを選択）内で行う取引については、税金が源泉徴収されます。
※ 4　特定口座（源泉徴収ありを選択）内で行う取引については、申告不要となります（申告することも可能です）。

コラム column

定額減税（2024年分所得税・2024年度分個人住民税）

2024年度税制改正において、①2024年分の所得税に係る定額による所得税額の特別控除、及び、②2024年度分の個人住民税に係る定額による個人住民税（所得割）の特別控除（定額減税）が実施されることとなりました。
賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、所得税・個人住民税の減税が行われます。
一方、住民税非課税世帯等に対しては給付金が支給されます。

1 定額減税の対象となる人

①　所得税

定額減税の対象となるのは、2024年分所得税の納税者である居住者で、2024年分の合計所得金額が1,805万円以下の人（※1）です。

②　個人住民税

定額減税の対象となるのは、2024年度分個人住民税（所得割）の納税義務者で、2023年の合計所得金額が1,805万円以下の人（※1）です。

※1：給与収入のみの場合、給与収入が2,000万円以下（子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける人は2,015万円以下）の人です。

2 定額減税の特別控除額

①　所得税

特別控除の額は、次の金額の合計額です。

ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

㈠　本人（居住者に限ります。）　3万円

㈡　同一生計配偶者または扶養親族（いずれも居住者に限ります。）　1人につき3万円

②　個人住民税

特別控除の額は、次の金額の合計額です。

ただし、その合計額がその人の所得割の額を超える場合には、その所得割の額が限度となります。

㈠　本人　1万円

㈡　控除対象配偶者または扶養親族（いずれも国外居住者を除きます）　1人につき1万円（※2）

※2：控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除きます）については、2025年度分の所得割の額から、1万円が控除されます。

コラム column

3 定額減税の実施方法

①　給与所得者の場合

㈠　所得税（給与所得者に係る特別控除）

2024年6月1日以後最初に支払われる給与等（※3）につき源泉徴収される所得税等の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。これにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後、2024年中に支払われる給与等につき源泉徴収される所得税等の額から順次控除されます。

※3：賞与を含むものとし、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している勤務先から支払われる給与等に限ります。

㈡　個人住民税（給与所得に係る特別徴収）

2024年6月に給与の支払いをする際は特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を2024年7月から2025年5月まで、それぞれの給与の支払いをする際に毎月徴収します。

②　公的年金等の受給者の場合

㈠　所得税（公的年金等の受給者に係る特別控除）

2024年6月1日以後最初に支払われる公的年金等（※4）につき源泉徴収される所得税等の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。これにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後、2024年中に支払われる公的年金等につき源泉徴収される所得税等の額から順次控除されます。

㈡　個人住民税（公的年金等に係る所得に係る特別徴収）

2024年10月1日以後最初に支払いを受ける公的年金等（※4）について特別徴収される個人住民税の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。これにより控除してもなお控除しきれない金額は、以後2024年度中に特別徴収される個人住民税の額から順次控除されます。

※4：厚生労働大臣等から支払われる公的年金等で、確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除きます。

③　事業所得者等の場合

㈠　所得税（特別控除）

原則として、2024年分の所得税の確定申告の際に所得税の額から特別控除の額が控除されます。

予定納税の対象となる人については、2024年分の所得税に係る第1期分予定納税額（7月）から本人分に係る特別控除の額に相当する金額が控除されます。第1期分予定納税額から控除しきれなかった場合には、控除しきれない部分の金額を第2期分予定納税額（11月）から控除します。なお、同一生計配偶者または扶養親族に係る特別控除の額に相当する金額については、予定納税額の減額申請の手続により特別控除の額を控除するこ

コラム column

とができます。

(ロ)　個人住民税（普通徴収）

2024年度分の個人住民税に係る第1期分の納付額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。これにより控除してもなお控除しきれない金額は、第2期分以降の納付額から順次控除されます。

4 給付金

定額減税との一体措置として支給される給付金は次のとおりです。

①　住民税非課税世帯

世帯主に1世帯当たり7万円（2023年夏以降に給付された3万円とあわせると、1世帯当たり計10万円の給付となります。）と18歳以下の児童1人当たり5万円が給付されます。

②　住民税均等割のみ課税される世帯

世帯主に1世帯当たり10万円と18歳以下の児童1人当たり5万円が給付されます。

9 第1節　所得税

青色申告

POINT

所得税の申告方法には青色申告と白色申告があります。一定の手続きが必要な青色申告には、様々な特典が設けられています。

1 青色申告できる人

不動産所得、事業所得または山林所得を生ずる業務を行う人で、青色申告の承認申請を行い承認を受けた場合には、青色申告を行うことができます。

2 青色申告の特典

青色申告を行う場合には、以下のような特典を受けることができます。

	主な特典の種類	内容
1	青色申告特別控除	不動産所得、事業所得または山林所得を計算する際に、これらの所得の合計額または 10 万円（一定の場合には 55 万円（※））のうち、いずれか低い金額を控除することができる
2	純損失の繰越控除	純損失の金額を翌年以降 3 年間繰越すことができる
3	純損失の繰戻し還付	純損失の金額を前年に繰戻して、所得税の還付を受けることができる
4	青色事業専従者給与の特例	生計を一にする親族のうち、青色申告者の営む事業に専ら従事している等一定の要件を満たす者に対して支払う給与を必要経費に算入することができる（事前の届出が必要）

※　電子申告又は電子帳簿保存を行う場合は、65 万円を控除することができます。

3 青色申告に関する手続き

青色申告を選択する場合には、その選択しようとする年の3月15日までに、「所得税の青色申告承認申請書」を所轄税務署長に提出しなければなりません。

ただし、その年の1月16日以降、新たに業務を開始した場合（新規開業）には、その業務を開始した日から2ヶ月以内に提出しなければなりません。

10 第1節　所得税

確定申告書の様式

POINT

2021年分までの確定申告書には、「確定申告書A」と「確定申告書B」があり、所得の種類により使用する申告書が異なりましたが、2022年分の申告から申告書Aと申告書Bの区分はなくなり、申告書第一表および第二表の様式が統一されました。

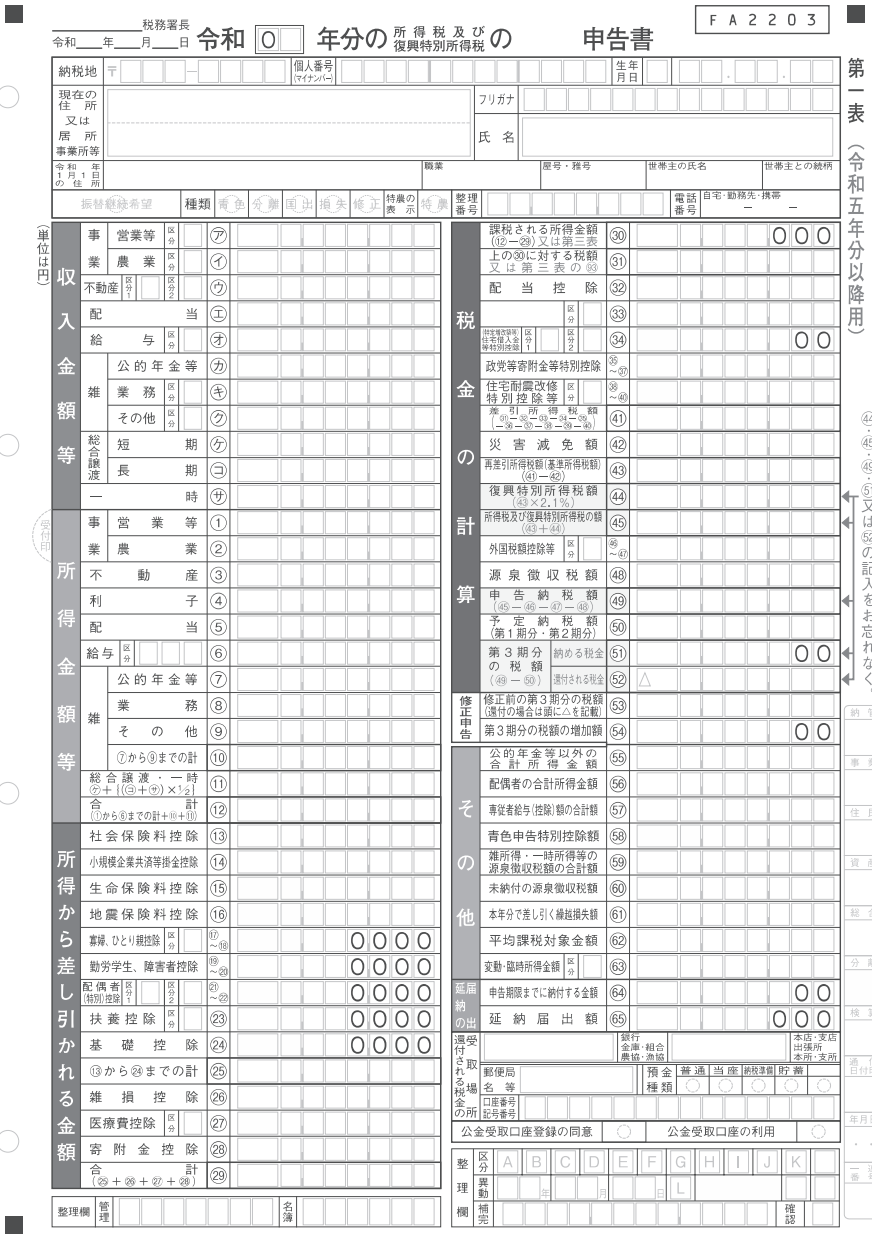

国税庁ホームページより引用

用語説明

1 合計所得金額

・合計所得金額は、配偶者控除・扶養控除・住宅ローン控除等の適用があるかどうかの判定を行う際に使用します。
・合計所得金額は、次の手順で計算します。
　①各種所得の金額を計算
　②損益通算
　③総合課税の金額を合算（総合課税の長期譲渡所得の金額と一時所得の金額は、それぞれ2分の1を乗じてから合算）
　④総合課税の金額と分離課税の金額を合計（繰越控除適用前）
・上場株式等の譲渡損失の繰越控除の適用がある場合はその適用前の金額をいいます。
・なお、源泉分離課税の適用を受ける利子所得や確定申告不要とした配当所得などは、合計所得金額に含まれません。しかし、確定申告を行った所得については、合計所得金額に含まれます。

2 課税標準

・課税標準とは、今年の損失と今年の利益の相殺、および過去の損失と今年の利益の相殺が終わった後の金額をいいます。
・なお、総合課税に係る課税標準を「総所得金額」といいます。

3 課税所得

・課税所得とは、「課税標準」から「所得控除」を控除した金額をいいます。
・具体的には「総所得金額」から「所得控除額」を控除し「課税総所得金額」を求めます。
・なお、「総所得金額」から「所得控除額」が引ききれない場合には、「分離課税の対象となる所得金額」から控除します。
・ここで求めた金額が税率を乗ずる金額、つまり課税の対象となる金額です。

用語説明

4 総合課税と申告分離課税

・所得税は、個人が1年間に得た収入をその発生原因別に10種類に分類し、それぞれの所得金額を求めたうえで、これらを合計し、累進税率を適用する「総合課税」が原則です。
・しかし、一定の所得については、他の所得とは合算せずに分離して、その所得単独で税額計算を行う「申告分離課税」もあります。
・「申告分離課税」の代表的なものは、土地・建物の譲渡所得、株式等の譲渡所得です。

5 源泉分離課税

・源泉分離課税とは、他の所得とは全く分離して、第三者より所得の支払いを受ける時に一定の税率による税金が天引きされ、課税が完了するものをいいます。そのため、確定申告の対象にはなりません。
・源泉分離課税の代表的なものは、日本国内で支払われる預貯金の利子や保険期間が5年以内の一時払養老保険の差益などです。
・また、源泉分離課税となるものは、合計所得金額には含まれません。
・例えば、配偶者に収入があっても、それがすべて「源泉分離課税」のものであれば、合計所得金額はゼロになり、一定の要件を満たせば、配偶者控除の適用を受けることができます。

6 復興特別所得税

・東日本大震災からの復興に必要な財源を確保するために、復興特別所得税が創設されました。
・具体的には、2013年から2037年まで（25年間）の各年分の所得税額に対して、復興特別所得税（基準所得税額の2.1%）が追加的に課税されます。
・また、源泉徴収の対象となる所得税についても、2013年1月1日以後に徴収されるものから復興特別所得税（基準所得税額の2.1%）が併せて徴収されています。